

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十九号）（建築指導室）

一 改正の要旨

広島県手数料条例の一部が改正され、構造計算適合性判定手数料が新設されたことなどに伴い、構造計算適合性判定に係る建築物の用途を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年六月二十日